

(3) 計画地周辺道路の将来交通量

ア 現況交通量及び走行速度

主な走行ルートとして使用されている道路の現況交通量及び走行速度を調査した。現況交通量及び走行速度の調査地点は図 6.3-5に示す4地点とし、調査は令和元年12月19日(木)午前7時から20日(金)午前7時までの24時間連続して行った。(資料編p.4～p.10参照)

現況交通量の調査結果は、表 6.3-4に示すとおりである。また、走行速度の調査結果は、資料編(p.10参照)に示すとおりである。

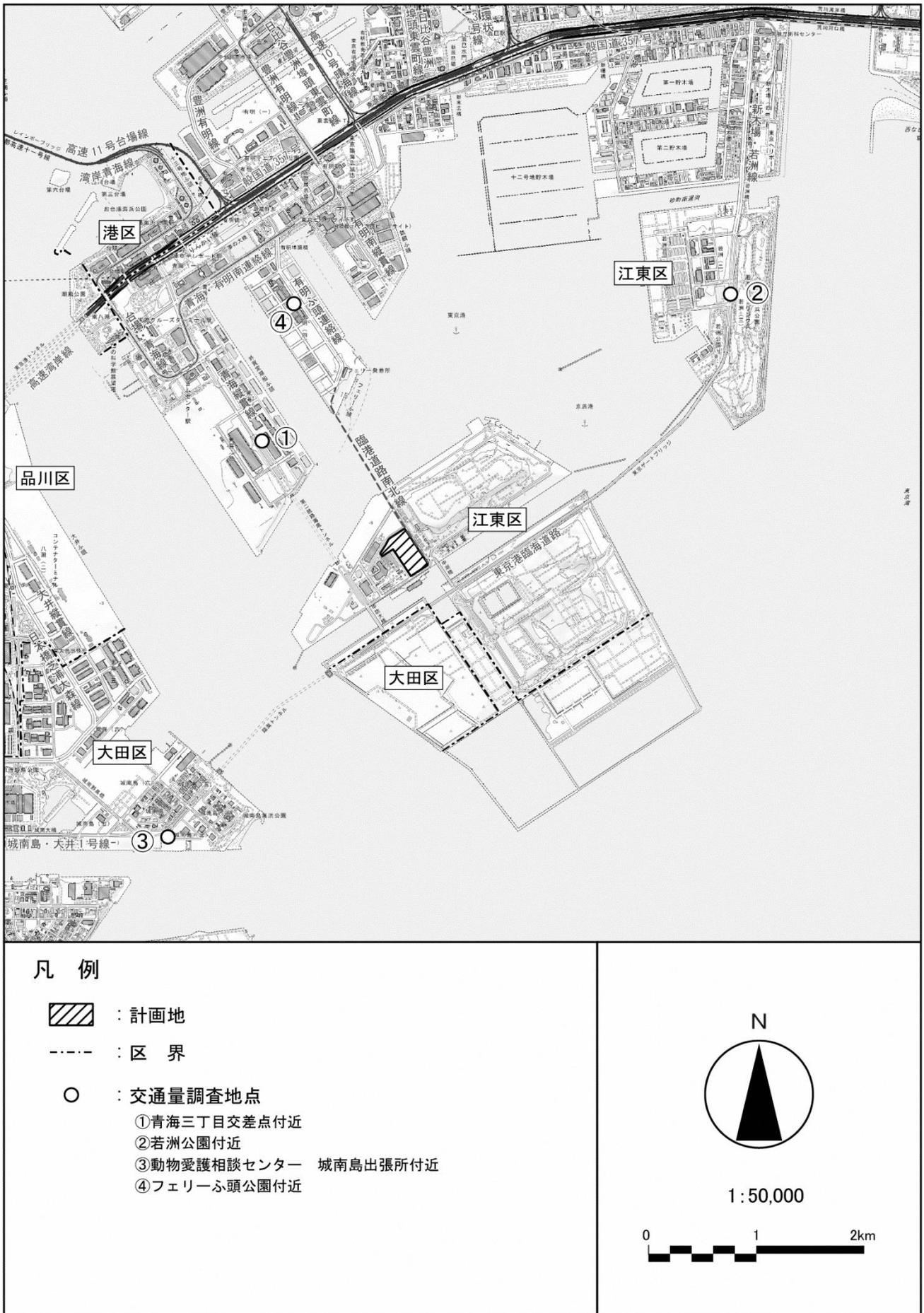


図 6.3-5 交通量調査地点

表 6.3-4 交通量現地調査結果

単位：台/日

調査地点		車種	入車方向	出車方向	断面合計		
1	青海三丁目交差点付近	大型車	一般車両	9,130	10,031	19,161	
			ごみ収集車両等	231	231	462	
		小型車	一般車両	3,673	3,978	7,651	
			ごみ収集車両等	43	43	86	
		合 計			13,077	14,283	27,360
		ごみ収集車両等割合(%)			2.1	1.9	2.0
大型車混入率(%)			71.6	71.8	71.7		
2	若洲公園付近	大型車	一般車両	6,911	6,837	13,748	
			ごみ収集車両等	196	196	392	
		小型車	一般車両	5,639	6,032	11,671	
			ごみ収集車両等	35	35	70	
		合 計			12,781	13,100	25,881
		ごみ収集車両等割合(%)			1.8	1.8	1.8
大型車混入率(%)			55.6	53.7	54.6		
3	動物愛護相談センター 城南島出張所付近	大型車	一般車両	13,069	13,763	26,832	
			ごみ収集車両等	75	75	150	
		小型車	一般車両	8,339	7,979	16,318	
			ごみ収集車両等	14	14	28	
		合 計			21,497	21,831	43,328
		ごみ収集車両等割合(%)			0.4	0.4	0.4
大型車混入率(%)			61.1	63.4	62.3		
4	フェリーふ頭公園付近	大型車	一般車両	1,923	1,966	3,889	
			ごみ収集車両等	0	0	0	
		小型車	一般車両	899	965	1,864	
			ごみ収集車両等	0	0	0	
		合 計			2,822	2,931	5,753
		ごみ収集車両等割合(%)			0.0	0.0	0.0
大型車混入率(%)			68.1	67.1	67.6		

注1) 調査は令和元年12月19日(木)午前7:00から20日(金)午前7:00まで実施した。

注2) 入車方向は、計画地に向かう方向、出車方向は計画地から離れる方向を示す。

注3) 大型車：普通貨物車（トラック、大型特殊）、大型ごみ搬入車両、大型資源・ごみ等搬出車両、バス
小型車：乗用車、小型貨物車、小型ごみ搬入車両、小型資源・ごみ等搬出車両

注4) 現地調査結果において「ごみ収集車両等」は、既存の中防不燃ごみ処理センター及び粗大ごみ破砕処理施設に搬出入するごみ搬入車両及び資源・ごみ等搬出車両（午前8:00から午後4:00までに観測されたもの）とした。

注5) 現地調査結果において「一般車両」は、「ごみ収集車両等」以外の車両とした。

注6) ごみ収集車両等割合は、一般車両も含めた合計交通量に対するごみ収集車両等の大型・小型の和の割合である。

注7) 大型車混入率は、一般車両も含めた合計交通量に対する大型車の一般車両・ごみ収集車両等の和の割合である。

注8) 調査地点4は、午後8:00～午前4:00までの間、自動車・二輪車の通行が禁止されているため、該当する時間帯の交通量は0とする。

イ 将来交通量

将来交通量は、一般車両交通量、工事用車両及びごみ収集車両等の交通量について推計した。また、将来交通量の推計地点は現況交通量調査地点と同様とした。

将来交通量の推計結果は、表 6.3-5(1)及び表 6.3-5(2)に示すとおりである。

将来一般交通量は、現況交通量、「環境影響評価書－（仮称）東京港臨港道路南北線建設計画－」及び「東京港第8次改訂港湾計画」の調査結果に基づいて推計した（資料編p.11及びp.12参照）。

表 6.3-5(1) 将来交通量の推計（工事の施行中）

単位:台/日

推計地点		車種		断面交通量
				工事の施行中
1	青海三丁目交差点付近	大型車	一般車両等	16,692
			工事用車両	124
		小型車	一般車両等	7,046
			工事用車両	14
		合 計	23,876	
2	若洲公園付近	大型車	一般車両等	25,164
			工事用車両	124
		小型車	一般車両等	14,531
			工事用車両	14
		合 計	39,833	
3	動物愛護相談センター 城南島出張所付近	大型車	一般車両等	23,041
			工事用車両	120
		小型車	一般車両等	11,449
			工事用車両	14
		合 計	34,624	
4	フェリーふ頭公園付近	大型車	一般車両等	20,343
			工事用車両	124
		小型車	一般車両等	9,510
			工事用車両	16
		合 計	29,993	

注1) 工事の施工中の将来交通量は工事用車両（大型車）の走行台数が最大となる工事着工から16か月目の推計値である。

注2) 工事の施工中の将来交通量の推計において「一般車両等」は、一般の車両と、既存の中防不燃ごみ処理センター及び粗大ごみ破碎処理施設に搬出入するごみ搬入車両及び資源・ごみ等搬出車両を合わせたものとした。

表 6.3-5(2) 将来交通量の推計（工事の完了後）

単位:台/日

推計地点		車種		断面交通量
				工事の完了後
1	青海三丁目交差点付近	大型車	一般車両	14,996
			ごみ収集車両等	230
		小型車	一般車両	6,654
			ごみ収集車両	46
		合 計	21,926	
2	若洲公園付近	大型車	一般車両	30,290
			ごみ収集車両等	386
		小型車	一般車両	15,846
			ごみ収集車両	80
		合 計	46,602	
3	動物愛護相談センター 城南島出張所付近	大型車	一般車両	20,918
			ごみ収集車両等	152
		小型車	一般車両	8,964
			ごみ収集車両	36
		合 計	30,070	
4	フェリーふ頭公園付近	大型車	一般車両	24,342
			ごみ収集車両等	230
		小型車	一般車両	10,137
			ごみ収集車両	46
		合 計	34,755	

注1) 工事の完了後の将来交通量の推計において「ごみ収集車両等」は新施設に搬出入するごみ搬入車両及び資源・ごみ等搬出車両とした。

注2) 将来交通量の推計において「一般車両」は、「ごみ収集車両等」以外の車両とした。

6 対象事業の目的及び内容

6.3.2.2 廃棄物の処分

施設の稼働に伴い排出される廃棄物には、鉄、アルミ、不燃物、可燃物及び脱水汚泥がある。

鉄、アルミは資源として回収業者に搬出し、不燃物及び脱水汚泥は最終処分場で埋立処分、可燃物は清掃工場に搬出し、焼却する。

6.4 環境保全に関する計画等への配慮の内容

本事業に関連する計画には、「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」、「東京都環境基本計画」、「江東区基本構想」、「江東区長期計画（令和2年度→11年度）」、「大田区基本構想」、「大田区実施計画（平成29年度～平成31年度）」等があり、これらの計画に基づいて環境へ配慮した事項は表 6.4-1(1)～表 6.4-1(7)に示すとおりである。

表 6.4-1(1) 環境保全に関する計画等に配慮した事項

計画	計画の内容	本事業における配慮事項
都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～（平成28年12月）	○スマートエネルギー都市 ・LED照明の普及などの省エネルギー対策、再生可能エネルギーの導入促進や水素社会実現に向けた取組の推進により、地球温暖化対策を積極的に進める。	・LED照明など省エネルギー機器を積極的に導入する。 ・太陽光発電等、自然エネルギーの利用に努める。
	○快適な都市環境の創出 ・都市の熱環境を改善するとともに、多様な主体による暑さ対策の取組を社会に定着させる。 ・雨水や下水再生水の利用促進、河川や運河の水質の維持・改善を図り、快適な水環境の創出に取り組む。 ・PM2.5や光化学オキシダント濃度の低減に向けて、揮発性有機化合物（VOC）など大気汚染物質の削減や周辺自治体との広域連携を進め、大気環境の更なる改善を進める。 ・資源ロスの削減、エコマテリアルの利用、廃棄物の循環利用を促進し、持続可能な資源利用を推進する。	・既存施設と同様に計画地内の敷地境界部等に緑を配置する。 ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上緑化や壁面緑化を行う。 ・汚水処理設備は、凝集沈殿、生物処理、砂ろ過方式等を採用し、新施設からの排水を下水道法及び東京都下水道条例による下水排除基準に適合するように処理し、公共下水道へ放流する。 ・清掃一組の所有車両は低公害型の導入の検討を推進し、所有外車両については、低公害型車両の導入の推奨に努める。 ・仕上工事の内外装塗装に当たっては、低VOC塗料を使用する。 ・鉄・アルミは資源として、民間の回収業者に搬出し、廃棄物の循環利用を図る。
	○豊かな自然環境の創出・保全 ・公園整備や再開発により連続性・一体性をもった質の高い緑を創出するとともに、森林・丘陵地や農地など貴重な緑を保全することで、自然豊かな都市環境を次世代に継承する。 ・都市空間における生物の生息・生育環境の確保や希少種の保全、環境学習を通じた普及啓発等により、多様な生き物と共生できる都市を実現する。	・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上緑化や壁面緑化を行い、地域との一体性に努める。 ・周辺建築物や主要な眺望点等からの景観に配慮した形態・色彩等とする。
東京都環境基本計画（平成28年3月）	○エネルギー消費の抑制・温室効果ガスの排出抑制 ・設備の省エネルギー化、壁や屋根の断熱など、建物の熱負荷抑制性能の向上、自然エネルギーの利用等により、省エネルギーを進める。 ・焼却熱や下水汚泥の焼却排熱の利用による発電、地域冷暖房や公共施設等への熱供給など、エネルギーの有効利用を図る。	・LED照明など省エネルギー機器を積極的に導入する。 ・太陽光発電等、自然エネルギーの利用に努める。 ・清掃一組が管理する清掃工場でごみ発電したCO ₂ 排出係数の低い余剰電力の一部を、新施設へ送電（自己託送）して使用する。
	○環境負荷の少ない交通 ・施設の立地・計画に当たっては、自動車利用の効率化を図ることで、自動車使用がなるべく少なくなるよう計画する。	・適正な運行管理によって、工事用車両が特定の時間に集中することを回避するように努める。

表 6.4-1(2) 環境保全に関する計画等に配慮した事項

計画	計画の内容	本事業における配慮事項
東京都環境基本計画 (平成 28 年 3 月)	○持続可能な資源利用の推進／廃棄物の適正処理 ・建設工事における廃棄物の発生をできる限り抑える。 ・再生資材や、リサイクルの可能な資材など、環境への負荷の少ない資材の使用に努める。 ・建設副産物の分別・再利用に努める。 ・建築物の長寿命化、長期使用に努め、省資源を図り、廃棄物の削減を図る。	・建設廃材等の廃棄物の減量及びリサイクルに努め、環境への負荷を最小限にする。 ・建設発生土は、受入施設の基準に適合していることを確認した上で「東京都建設発生土再利用センター」等に搬出する。
	○大気環境の向上 ・施設の稼働に伴う大気汚染物質の排出を極力削減する。	・施設各所で発生した粉じんは、バグフィルターにて除去し、外部への飛散防止を行う。
	○化学物質、土壌汚染などによる環境リスクの低減 ・土地利用の履歴等を考慮して、土壌汚染の調査を行い、汚染が判明した場合には、土壌汚染対策を実施する。	・土壌汚染については、土壌汚染対策法及び東京都環境確保条例に基づき、既存建築物の解体の際に、土壌の汚染状況を把握し、適切な措置を講じる。
	○騒音・振動、悪臭対策等 ・周辺地域の土地利用に合わせ、施設の稼働や運搬車両による騒音や振動等による周辺地域への影響が極力少なくなるよう計画する。 ・悪臭による周辺への影響を防止する。	・設備及び機器の騒音・振動低減対策等により、周辺地域への影響が極力少なくなるよう計画する。 ・悪臭防止対策により、周辺への影響を防止する。
	○生物多様性の確保・緑の創出 ・既存の緑地等が存在する場合は、保全を検討する。 ・建築物上や壁面などでの緑化に努める。	・既存施設と同様に計画地内の敷地境界部等に緑を配置する。 ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上緑化や壁面緑化を行う。
	○水循環の再生と水辺環境の向上 ・污水处理の適正化を図り、施設からの排水等による水質汚濁を防止する。 ・地形の特性に応じて、雨水の貯留、浸透を行う。 ・トイレ洗浄水や環境用水等に、下水再生水や循環利用水、雨水の利用を進める。	・污水处理設備は、凝集沈殿、生物処理、砂ろ過方式等を採用し、新施設からの排水を下水道法及び東京都下水道条例による下水排除基準に適合するように処理し、公共下水道へ放流する。 ・屋根雨水は、雨水利用貯留槽に導いて構内道路散水等として利用するが、余剰分は雨水流出抑制槽に貯留した後、公共用水域に放流する。構内道路に降った雨水については、初期雨水を污水处理設備へ送り、処理後、公共下水道へ放流する。
	○暑さ対策 ・緑化（敷地内緑化、屋上緑化、壁面緑化等）を積極的に進める。	・既存施設と同様に計画地内の敷地境界部等に緑を配置する。 ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上緑化や壁面緑化を行う。
	○景観形成・歴史的・文化的遺産の保全・再生 ・地域の特性を生かし、周辺の景観との調和に努める。	・周辺建築物や主要な眺望点等からの景観に配慮した形態・色彩等とする。 ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上緑化や壁面緑化を行う。
東京都電力対策緊急プログラム (平成 23 年 5 月)	○工事期間中の配慮 ・工事に伴う大気汚染、騒音・振動、水質汚濁等の防止及び温室効果ガスの削減に努める。	・低公害型の建設機械を極力使用するとともに、仮囲い等を設置する。 ・工事用車両が集中しないように分散化に努める。 ・排水は下水排除基準に適合するよう適切な処理をし、公共下水道へ排出する。
	○プログラムの基本的考え方 ・過度の便利さや過剰に電力を消費する生活様式を見直す。 ・「東京産都市型電力」を確保し、エネルギー源の多様化・分散化を図る。 ・これらの取組を実施し、低炭素・高度防災都市づくりを進める。	・太陽光発電等、自然エネルギーの利用に努める。

表 6.4-1 (3) 環境保全に関する計画等に配慮した事項

計画	計画の内容	本事業における配慮事項
ヒートアイランド対策取組方針 (平成 15 年 3 月)	○東京都における率先行動（建築物に関すること） ・緑化対策 新築時・増築時の緑化、改修時の緑化 ・人工排熱等対策 排熱の少ない設備機器利用、外装の被覆対策、下水熱利用空調システムの導入、省エネ設計指針見直し検討	・既存施設と同様に計画地内の敷地境界部等に緑を配置する。 ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上緑化や壁面緑化を行う。
ヒートアイランド対策ガイドライン (平成 17 年 7 月)	○工場・倉庫における対策 ・屋根の高反射率化 ・屋上緑化 ・壁面緑化 ・敷地内の自然被覆化（保水性舗装、芝ブロック、保水性建材等） ・敷地内の樹木緑化 ・人工排熱（顕熱）の削減	
東京都資源循環・廃棄物処理計画 (平成 28 年 3 月)	○エコマテリアルの利用と持続可能な調達の普及の促進 ・建設工事におけるエコマテリアルの利用促進	・建設廃材等の廃棄物の減量及びリサイクルに努め、環境への負荷を最小限にする。
東京都建設リサイクル推進計画 (平成 28 年 4 月)	○建設発生土を活用する ・建設発生土の活用 ・適正処理の確保 ・土壌汚染対策	・建設発生土は、受入施設の基準に適合していることを確認した上で「東京都建設発生土再利用センター」等に搬出する。
東京地域公害防止計画 (平成 24 年 3 月)	○東京湾の水質汚濁の防止 ・東京湾の COD に係る水質汚濁及び全窒素・全りんによる富栄養化の防止を図る。	・汚水処理設備は、凝集沈殿、生物処理、砂ろ過方式等を採用し、新施設からの排水を下水道法及び東京都下水道条例による下水排除基準に適合するように処理し、公共下水道へ放流する。
東京都自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画 (平成 25 年 7 月)	○自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減 ・自動車単体対策の強化等 ・車種規制の実施及び流入車の排出基準の適合車への転換の促進 ・低公害車・低燃費車の普及拡大 ・エコドライブの普及促進	・清掃一組の所有車両は低公害型車両の導入の検討を推進し、所有外車両については、低公害型車両の導入の推奨に努める。 ・工事用車両及び施設内を走行するごみ収集車両等のアイドリング・ストップの推奨に努める。
緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～ (平成 24 年 5 月)	○【まもる】～緑の保全強化～ ・緑の量の確保 (既存の緑の保全) ・希少種・外来種対策の推進 ・水環境の保全・回復	・既存施設と同様に計画地内の敷地境界部等に緑を配置する。 ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上緑化や壁面緑化を行う。
東京都景観計画 (平成 19 年 4 月、平成 30 年 8 月改定)	○美しく風格のある首都東京の再生 ・東京らしい景観の形成 ・景観法の活用による新しい取組 ・都市づくりと連携した景観施策の展開	・周辺建築物や主要な眺望点等からの景観に配慮した形態・色彩等とする。 ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上緑化や壁面緑化を行う。

表 6.4-1(4) 環境保全に関する計画等に配慮した事項

計画	計画の内容	本事業における配慮事項
江東区基本構想 (平成 21 年 3 月)	<ul style="list-style-type: none"> ○水と緑豊かな地球環境にやさしいまち ・水辺と緑に彩られた魅力あるまちの形成 ・環境負荷の少ない地域づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存施設と同様に計画地内の敷地境界部等に緑を配置する。 ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上緑化や壁面緑化を行う。 ・LED 照明など省エネルギー機器を積極的に導入する。 ・太陽光発電等、自然エネルギーの利用に努める。 ・建設廃材等の廃棄物の減量及びリサイクルに努め、環境への負荷を最小限にする。 ・鉄・アルミは資源として、民間の回収業者に搬出し、廃棄物の循環利用を図る。 ・設備及び機器の騒音・振動低減対策等により、周辺地域への影響が極力少なくなるよう計画する。
江東区長期計画 (令和 2 年度→11 年度) (令和 2 年 3 月)	<ul style="list-style-type: none"> ○水辺と緑に彩られた魅力あるまちの形成 ・みんなでつくる水辺と緑 ・水辺と緑のネットワークづくり ・公共施設の緑化 ○地球温暖化対策と環境保全 ・再生可能エネルギーの普及促進と省エネルギー対策 ・環境汚染の意識啓発と防止 ○持続可能な資源循環型地域社会の形成 ・持続可能な資源循環型地域社会実現に向けた啓発と情報発信 ・ごみの適正処理と資源化の一層の促進 ・事業系廃棄物の減量 	<ul style="list-style-type: none"> ・悪臭防止対策により、周辺への影響を防止する。 ・周辺建築物や主要な眺望点等からの景観に配慮した形態・色彩等とする。 ・清掃一組の所有車両は低公害型の導入の検討を推進し、所有外車両については、低公害型車両の導入の推奨に努める。 ・仕上工事の内外装塗装に当たっては、低 VOC 塗料を使用する。 ・適正な運行管理によって、工事用車両が特定の時間に集中することを回避するように努める。 ・低公害型の建設機械を極力使用するとともに、仮囲い等を設置する。 ・工事用車両が集中しないように分散化に努める。 ・汚水処理設備は、凝集沈殿、生物処理、砂ろ過方式等を採用し、新施設からの排水を下水道法及び東京都下水道条例による下水排除基準に適合するように処理し、公共下水道へ放流する。 ・土壌汚染については、土壌汚染対策法及び東京都環境確保条例に基づき、既存建築物の解体の際に、土壌の汚染状況を把握し、適切な措置を講じる。
江東区環境基本計画(後期)(令和 2～6 年度) (令和 2 年 3 月)	<ul style="list-style-type: none"> ○地球温暖化・エネルギー対策の推進 ・地球温暖化対策の推進【緩和策】 ・地球温暖化対策の推進【適応策】 ○循環型社会の形成 ・ごみ減量と有効活用の推進 ○自然との共生 ・生物多様性の保全 ・公園・緑地の整備 ・水辺環境の整備 ○環境に配慮した快適なまちづくりの推進 ・低炭素まちづくりの推進 ・景観・美観の向上 ○安全・安心な生活環境の確保 ・大気汚染防止対策の推進 ・水環境の保全の推進 ・騒音・振動等の公害対策の推進 ・有害化学物質等の発生抑制対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存施設と同様に計画地内の敷地境界部等に緑を配置する。 ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上緑化や壁面緑化を行う。 ・周辺建築物や主要な眺望点等からの景観に配慮した形態・色彩等とする。 ・LED 照明など省エネルギー機器を積極的に導入する。 ・太陽光発電等、自然エネルギーの利用に努める。 ・清掃一組の所有車両は低公害型の導入の検討を推進し、所有外車両については、低公害型車両の導入の推奨に努める。 ・仕上工事の内外装塗装に当たっては、低 VOC 塗料を使用する。 ・低公害型の建設機械を極力使用するとともに、仮囲い等を設置する。
江東区都市計画マスタープラン (平成 23 年 3 月)	<ul style="list-style-type: none"> ○水とみどりの都市づくり ・地域バランスに配慮した水とみどりの拠点づくり ・まちづくりと連携したみどりづくり ○美しい都市づくり ・豊かな水とみどりを生かしたまちなみの形成 ・湾岸軸の景観形成 ・事業者と連携した景観づくり ○環境都市づくり ・建築物における省エネルギーの推進 ・再生可能エネルギーなどの活用 ・快適な生活環境の保全 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存施設と同様に計画地内の敷地境界部等に緑を配置する。 ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上緑化や壁面緑化を行う。 ・周辺建築物や主要な眺望点等からの景観に配慮した形態・色彩等とする。 ・LED 照明など省エネルギー機器を積極的に導入する。 ・太陽光発電等、自然エネルギーの利用に努める。 ・清掃一組の所有車両は低公害型の導入の検討を推進し、所有外車両については、低公害型車両の導入の推奨に努める。 ・仕上工事の内外装塗装に当たっては、低 VOC 塗料を使用する。 ・低公害型の建設機械を極力使用するとともに、仮囲い等を設置する。

表 6.4-1(5) 環境保全に関する計画等に配慮した事項

計画	計画の内容	本事業における配慮事項
江東区みどりの基本計画 (令和2年3月)	<ul style="list-style-type: none"> ○みどりを活かしたまちなみづくり <ul style="list-style-type: none"> ・緑化指導等により区民や事業者による民有地の緑化を進めることで、みどり豊かな都市空間の形成を図っていく。 ・一定規模以上の建築行為等を行う際には、江東区みどりの条例に基づく緑化指導を行い、民間事業者による緑化の着実な推進を図っていく。 ・みどりを活かした四季折々の魅力ある良好な景観形成に向けて、「江東区景観計画」に基づく地域特性に応じた景観形成や歴史的背景を踏まえた樹種の活用等を進めていく。 ○みどりが支える快適なまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ・まちなかのみどりを充実させることで、地球温暖化の緩和を図るとともに、雨水等の利活用による水資源の循環を進め、環境にやさしいまちを形成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存施設と同様に計画地内の敷地境界部等に緑を配置する。 ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上緑化や壁面緑化を行う。 ・周辺建築物や主要な眺望点等からの景観に配慮した形態・色彩等とする。
江東区景観計画 (平成25年4月)	<ul style="list-style-type: none"> ○臨海景観基本軸における景観形成基準(配置) <ul style="list-style-type: none"> ・水辺からの見え方を検討し、水域にも建築物の顔を向けた配置とする。 ・ゆとりを生み出す空間を創出するため、隣接する建築物の壁面の位置の連続性や隣棟間隔を確保する。 ・敷地内や周辺に歴史的な資源や残すべき自然がある場合はこれらを生かした建築物の配置とする。(高さ・規模) ・周辺建築物群のスカイラインとの調和を図る。 ・周辺の主要な眺望点(道路・河川・公園など)からの見え方に配慮する。(形態・意匠・色彩) ・形態・意匠は、建築物自体のバランスだけでなく、隣接する建築物の形態や周辺景観との調和を図る。 ・建築物に付帯する構造物や設備等は、建築物本体との調和を図る。 ・色彩は色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 ・屋根、屋上部の形態や、そこに設置する設備等は、建築物全体のデザインとして一体的に計画するなど、周囲からの見え方に配慮する。 ・外壁は、水域に対して長大で単調な壁面を避けるなど、圧迫感の軽減を図る。(公開空地・外構・緑化等) ・緑化に当たっては、海辺の環境に配慮した樹種を選定し、周辺の景観との調和を図るとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫する。 ・敷地内はできる限り緑化を図り、周辺のみどりと連続させるとともに、屋上や壁面、中低層部等の緑化を積極的に検討する。 ・外構計画は、敷地内のデザインのみを捉えるのではなく、隣接する敷地や道路など、周辺のまちなみと調和を図った色調や素材とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺建築物や主要な眺望点等からの景観に配慮した形態・色彩等とする。 ・既存施設と同様に計画地内の敷地境界部等に緑を配置する。 ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上緑化や壁面緑化を行う。
江東区一般廃棄物処理基本計画～もったいない、限られた資源をたいせつに～ (平成29年3月)	<ul style="list-style-type: none"> ○効率的で人と環境にやさしい収集運搬 <ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷の少ない清掃車両を使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃一組の所有車両は低公害型の導入の検討を推進し、所有外車両については、低公害型車両の導入の推奨に努める。

表 6.4-1(6) 環境保全に関する計画等に配慮した事項

計画	計画の内容	本事業における配慮事項
大田区基本構想 (平成 20 年 10 月)	<ul style="list-style-type: none"> ○まちの魅力と産業が世界に向けて輝く都市 <ul style="list-style-type: none"> ・水と緑を大切にし、すべての人に安全で潤いのある暮らしを実現する。 ○地域力と行政の連携がつくる人と地球に優しいまち <ul style="list-style-type: none"> ・私たち区民が、良好な環境と経済活動が両立する持続可能なまちをつくる担い手 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存施設と同様に計画地内の敷地境界部等に緑を配置する。 ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上緑化や壁面緑化を行う。 ・周辺建築物や主要な眺望点等からの景観に配慮した形態・色彩等とする。 ・LED 照明など省エネルギー機器を積極的に導入する。 ・太陽光発電等、自然エネルギーの利用に努める。 ・建設廃材等の廃棄物の減量及びリサイクルに努め、環境への負荷を最小限にする。 ・鉄・アルミは資源として、民間の回収業者に搬出し、廃棄物の循環利用を図る。
大田区実施計画 (平成 29 年度～31 年度)【平成 31 年度版】 (平成 31 年 3 月)	<ul style="list-style-type: none"> ○水と緑を大切にし、すべての人に安全で潤いのある暮らしを実現する。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域に根ざした公園・緑地の整備 ○良好な環境と経済活動が両立する持続可能なまちをつくる担い手 <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー型行動様式（生活様式）への転換 ・徹底した分別によるリサイクルの推進 ・有用金属の資源化の取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃一組の所有車両は低公害型の導入の検討を推進し、所有外車両については、低公害型車両の導入の推奨に努める。 ・適正な運行管理によって、工事用車両が特定の時間に集中することを回避するように努める。 ・工事用車両が集中しないように分散化に努める。 ・土壌汚染については、土壌汚染対策法及び東京都環境確保条例に基づき、既存建築物の解体の際に、土壌の汚染状況を把握し、適切な措置を講じる。 ・周辺建築物や主要な眺望点等からの景観に配慮した形態・色彩等とする。 ・LED 照明など省エネルギー機器を積極的に導入する。 ・既存施設と同様に計画地内の敷地境界部等に緑を配置する。 ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上緑化や壁面緑化を行う。 ・太陽光発電等、自然エネルギーの利用に努める。 ・建設廃材等の廃棄物の減量及びリサイクルに努め、環境への負荷を最小限にする。 ・鉄・アルミは資源として、民間の回収業者に搬出し、廃棄物の循環利用を図る。
大田区環境基本計画(後期) (平成 29 年 3 月)	<ul style="list-style-type: none"> ○快適で安全な暮らしの実現 <ul style="list-style-type: none"> ・沿道環境の保全対策 ・環境保全対策 ・美しい都市環境の創造 ○低炭素社会の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー型行動様式への転換 ・低炭素まちづくり ○自然共生社会の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・人と自然との関係の再構築 ・水と緑のネットワークの構築 ○循環型社会の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・資源循環のまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃一組の所有車両は低公害型の導入の検討を推進し、所有外車両については、低公害型車両の導入の推奨に努める。 ・適正な運行管理によって、工事用車両が特定の時間に集中することを回避するように努める。 ・工事用車両が集中しないように分散化に努める。 ・土壌汚染については、土壌汚染対策法及び東京都環境確保条例に基づき、既存建築物の解体の際に、土壌の汚染状況を把握し、適切な措置を講じる。 ・周辺建築物や主要な眺望点等からの景観に配慮した形態・色彩等とする。 ・LED 照明など省エネルギー機器を積極的に導入する。 ・既存施設と同様に計画地内の敷地境界部等に緑を配置する。 ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上緑化や壁面緑化を行う。 ・太陽光発電等、自然エネルギーの利用に努める。 ・建設廃材等の廃棄物の減量及びリサイクルに努め、環境への負荷を最小限にする。 ・鉄・アルミは資源として、民間の回収業者に搬出し、廃棄物の循環利用を図る。
大田区都市計画マスタープラン (平成 23 年 3 月)	<ul style="list-style-type: none"> ○水と緑の整備方針 <ul style="list-style-type: none"> ・みどりのネットワークづくり ・みどりあふれるまちづくり ○景観のまちづくり方針 <ul style="list-style-type: none"> ・地形、水辺、緑などの自然を生かした景観づくり ○環境のまちづくり方針 <ul style="list-style-type: none"> ・環境への負荷の軽減 ・未利用エネルギー・再生可能エネルギー利用促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存施設と同様に計画地内の敷地境界部等に緑を配置する。 ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上緑化や壁面緑化を行う。 ・周辺建築物や主要な眺望点等からの景観に配慮した形態・色彩等とする。 ・清掃一組の所有車両は低公害型の導入の検討を推進し、所有外車両については、低公害型車両の導入の推奨に努める。 ・建設廃材等の廃棄物の減量及びリサイクルに努め、環境への負荷を最小限にする。 ・鉄・アルミは資源として、民間の回収業者に搬出し、廃棄物の循環利用を図る。 ・太陽光発電等、自然エネルギーの利用に努める。

表 6.4-1(7) 環境保全に関する計画等に配慮した事項

計画	計画の内容	本事業における配慮事項
大田区景観計画 (平成 25 年 10 月)	<ul style="list-style-type: none"> ○空港臨海部景観形成基準 (配置) ・水域にも建築物の顔を向けた配置とする。 ・船舶、モノレール、高架道路や橋梁^{りょう}などからの見え方に配慮する。 (高さ・規模) ・空港臨海部の主要な眺望点(水上、対岸、橋梁など)からの見え方に配慮する。 (形態・意匠・色彩) ・色彩は色彩基準に適合するとともに、空港臨海部の解放感や産業活動の活気を感じさせるものとする。 ・外壁は、水辺に面して長大で単調な壁面になることを避けるなど圧迫感の軽減を図る。 (公開空地・外構・緑地) ・緑化に当たっては、海辺の環境に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺建築物や主要な眺望点等からの景観に配慮した形態・色彩等とする。 ・既存施設と同様に計画地内の敷地境界部等に緑を配置する。 ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上緑化や壁面緑化を行う。
大田区一般廃棄物 処理基本計画 (平成 28 年 3 月)	<ul style="list-style-type: none"> ○3Rの推進 ・不燃・粗大ごみの資源化の検討 ○適正処理の推進 ・安定的な収集・運搬体制 	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄・アルミは資源として、民間の回収業者に搬出し、廃棄物の循環利用を図る。 ・清掃一組の所有車両は低公害型の導入の検討を推進し、所有外車両については、低公害型車両の導入の推奨に努める。
大田区緑の基本計 画 グリーンプラン おおた-みどりあふ れる未来 CITY おお た- (平成 28 年 3 月)	<ul style="list-style-type: none"> ○空から見えるみどりの骨格づくり ・海辺の親水ネットワークの整備 ○美しい未来につながるまちづくり ・美しいまちなみ景観づくり ・地球に優しいみどりのまちづくり ○みどり豊かな公共施設づくり ・公共施設の緑化推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存施設と同様に計画地内の敷地境界部等に緑を配置する。 ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上緑化や壁面緑化を行う。 ・周辺建築物や主要な眺望点等からの景観に配慮した形態・色彩等とする。 ・太陽光発電等、自然エネルギーの利用に努める。

6.5 事業計画の策定に至った経過

本事業は、清掃一組が実施する事業であり、事業計画の策定に至った経緯は以下のとおりである。

6.5.1 事業計画の策定

清掃一組は、平成12年4月の設立と同時に一般廃棄物処理基本計画（以下「一廃計画」という。）を策定した。その後、平成18年1月、平成22年2月及び平成27年2月に一廃計画を改定している。

中防不燃ごみ処理センターの受入貯留ヤードや粗大ごみ破碎処理施設の受入・搬出ヤードは、屋根はあるが壁で囲まれていないため、騒音等の環境対策が十分ではなく、今後の周辺環境の変化に適応することは困難な状況となっている。

次に、第二プラントは、廃プラスチックを多く含んだ大量の不燃ごみを全量破碎し減容化させることを目的に整備した施設である。そのため、廃プラスチック類のサーマルリサイクルの実施により原則廃プラスチック類が搬入されない現在では状況が異なるため、選別精度をさらに向上させ、最終処分量を削減するには設備面で限界がある。粗大ごみ破碎処理施設は、23区内で唯一粗大ごみを処理する施設であり、昭和54年にしゅん工した施設のために建屋等の老朽化がみられる。

これら課題に対応するため、平成27年2月の一廃計画において、不燃ごみと粗大ごみを併せて処理する新たな施設を中防不燃ごみ処理センターの第一プラント跡地に整備することとした。

本事業は、この一廃計画に基づき、中防不燃・粗大ごみ処理施設の整備を実施するものである。

6.5.2 地域住民との取組

中防不燃・粗大ごみ処理施設の整備事業を開始するにあたり、整備事業計画の策定に係る調査を実施し、平成30年7月に「整備事業計画素案」をとりまとめて地域住民に対する住民説明会を行い、平成30年9月に「中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業計画」を策定した。

新施設は、基本コンセプトを「周辺環境に配慮し、循環型社会の形成に貢献する施設」とし、施設計画の方針として「効率的で安定したごみ処理」、「最終処分量の削減」、「環境保全への配慮」を掲げ、地域と共生する施設を目指していく。